

総務常任委員長報告

令和4年 3月18日

今期定例会において、総務常任委員会に付託されました議案 16 件及び陳情 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて本委員会に付託された部分についてであります。

本案は、専決第 20 号 令和 3 年度西都市一般会計予算補正（第 20 号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

第 1 表歳入については、国庫支出金等で 5 億 5322 万 4000 円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて本委員会に付託された部分についてであります。

本案は、専決第 1 号 令和 3 年度西都市一般会計予算補正（第 21 号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

第 1 表歳入については、地方交付税等で 6 億 4237 万 7000 円が計上されております。

歳出については、総務費にふるさと振興基金等が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて本委員会に付託された部分についてであります。

本案は、専決第 2 号 令和 3 年度西都市一般会計予算補正（第 22 号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

第 1 表歳入については、県支出金等で 1 億 2791 万 1000 円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第 5 号 西都市課設置条例の一部改正について
であります。

本案は、効率的な行政運営の実現と市民サービスの向上を目的に行う
機構改革に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全
会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 6 号

西都市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
であります。

本案は、非常勤職員に係る育児休業等の取得要件の緩和に伴い、所要
の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全
会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 7 号

西都市職員の給与に関する条例の一部改正について
であります。

本案は、国家公務員の官民格差等に基づく給与水準の改定に準じ、期
末手当支給割合等を改定し、人事評価結果を課長級職員の勤勉手当に活
用することについて、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全
会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号

西都市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の
一部改正について
であります。

本案は、市職員に準じ、常勤特別職、教育長及び議会議員の期末手当
支給割合を改定することについて、所要の整備を行おうとするものであ
ります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全
会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 9 号

西都市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

であります。

本案は、移動通信用鉄塔施設の新設に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 15 号

西都市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

であります。

本案は、企業職員の課長級職員を対象に、人事評価結果を勤勉手当に活用することについて、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 28 号 令和 4 年度西都市一般会計予算について
本委員会に付託をされた部分についてであります。

まず、歳入についてであります。歳入について主なものは、市税は前年度当初比 2.1%増の 31 億 166 万 3000 円、地方消費税交付金は 11.5%増の 7 億 700 万円、地方交付税は 9.8%増の 46 億 7738 万円、国庫支出金は 12.1%増の 32 億 3024 万 1000 円、県支出金は 4.3%増の 17 億 5090 万 7000 円、寄附金はふるさと振興寄附金など前年度予算と同額の 16 億 1000 円、繰入金は 15.4%減の 20 億 1644 万 5000 円、市債は 74.5%減の 5 億 6052 万 3000 円などが計上されております。

次に、歳出についてであります。歳出について主なものは、総務費に、「妻高等学校 学校創立 100 周年記念事業寄附金」や将来的に国際社会で活躍できる人材の育成を目的とした台湾交流推進事業などの予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より
「新たに予定されている平田街区公園の整備にあたっては、土日祝日を含めた日常での市民の利便性や災害時の対応等に配慮した屋外トイレの設置を強く要望しておきたい」
との意見・要望がありました。

次に、議案第 36 号

令和 4 年度西都児湯いじめ問題調査委員会特別会計予算について
であります。

本案は、前年度当初予算と同額の 3 万 8,000 円の予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 37 号

令和 4 年度西都児湯公平委員会特別会計予算について
であります。

本案は、前年度当初予算比 4.7%増の 83 万 9000 円の予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 42 号 辺地総合整備計画の変更について
であります。

本案は、東米良・穂北・南方辺地に係る総合整備計画（令和 2 年度から令和 6 年度まで）を変更する必要性が生じたため、議会の議決を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 43 号

西都市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてであります。

本案は、西都市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 45 号

令和 3 年度西都市一般会計予算補正（第 2 4 号）について本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳入については、県支出金で 6 億 5394 万 1000 円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 46 号

令和 4 年度西都市一般会計予算補正（第 1 号）について本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳入について主なものは、地方交付税等で 1 億 9240 万 4000 円が計上されております。

歳出については、議会費に備品購入費が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 2 号 分煙環境整備に関する陳情であります。

本陳情については、市が所管する公共の施設等における公共喫煙場所の整備を求めて、九州南部たばこ販売協同組合連合会会長他 4 名から提出されたものであります。

本陳情の審査に当たり、所管課長等の出席を求め、参考のため当局の意見を聴取しました。

採決の結果、願意妥当と認め、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より

『本市における市庁舎等については、県に対し本市が行った禁煙施設認定申込に基づき、禁煙施設認定を受けており、敷地内禁煙の状況である。しかしながら、陳情者を取り巻く現状や、分煙環境整備の必要性について、「非喫煙者と喫煙者の双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現を推進する分煙こそが重要」と述べられていること、本市における「たばこ税」収入は年間概ね2億円台であり、貴重な財源となっていること等も重要視すべきと考える。

よって本陳情の内容は理解出来るものであり、願意妥当と考えることから喫煙場所の整備を図られるよう求めたい。』

との意見・要望なされました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。